

# 第 13 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

令和 2 年 9 月 9 日 (水)

1 5 : 0 0 ~ 1 6 : 4 8

於：此花会館

3 階 大ホール

# 第 13 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

## 議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

- (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
- (2) 環境モニタリング調査について
- (3) P C B 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組
- (4) その他

4. 閉会

○深瀬係長（司会）

定刻となりましたので、ただいまから「第13回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入りますまで本日の進行役を務めさせていただきます。大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

なお、通常、本部会には構成員であります各自治体にも御出席いただいているところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各自治体には事前に資料を送付し、意見等を確認することにより会議の出席人数を減らして開催させていただきますことを御報告いたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴者の皆様には、あらかじめお配りいたしました遵守事項に従いまして、お静かに傍聴していただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の池上から御挨拶をさせていただきます。

○池上部長（大阪市）

皆さん、こんにちは。大阪市環境局環境管理部長の池上でございます。

本日は、有識者の先生方、環境省をはじめ関係の皆様には、御多用のところ、また、新型コロナウイルス感染防止のため、何かと制約の多い状況にもかかわらず、近畿ブロック産業廃棄物管理処理対策推進協議会 大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素は、環境行政をはじめ、本市の市政各般にわたりまして、御理解、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、近畿2府4県の高濃度PCB廃棄物につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCOの大阪PCB処理事業所におきまして平成18年10月から処理が行われているところでございますが、これまで有識者の先生方からの貴重な御意見や御指導いただくとともに、関係者の皆様方の御理解と御協力によりまして、事業は順調に、また、安全かつ適正に進められております。

御承知のとおり、大阪PCB処理事業所の事業エリアにおける計画的処理完了期限は令和3年度末までであり、本市といたしましても、大阪PCB処理事業所の地元であります此花区民の皆様方に対しまして、処理期限を遵守し、処理期限の再延長がないことは説明しております。

また、PCB特別措置法においては、大阪事業所エリアの高濃度PCBの処分期限は計画処理完了期限の1年前である今年度末であると定められております。全ての高濃度PCB廃

棄物を期限内に処分を完了するための取組を確実に進めていかなければならないと思っております。

今後とも大阪 PCB 処理事業所の事業エリアにおける計画的処理完了期限までの高濃度 PCB 廃棄物の処理完了に向けて、関係自治体などとの連携・協力を行い、高濃度 PCB 廃棄物及び PCB 処理機器を保管・使用している事業者に対して指導を進めてまいりたいと思っております。

JESCO におかれましては、今後も引き続き計画的な搬入、確実な処理を行い、事故やトラブルなどにより高濃度 PCB 廃棄物の処理が滞ることのないよう事業を進めていただく必要があります。

そのためには、大阪 PCB 処理事業所が行う PCB 廃棄物の処理状況などの情報を公開することにより、地元の皆様方をはじめ関係者の御理解を深めていただくことが大変重要であり、PCB 廃棄物の拠点的・広域処理は不可欠であると考えております。

このような中、この監視部会は、客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしていると考えております。本日の部会においても、その目的、役割を十分に果たせますよう、本日御参加の皆様方の忌憚のない御意見、有益な御指導をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

本日の監視部会においていただきました御指導、御意見を踏まえまして、PCB 廃棄物の適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○深瀬係長（司会）

続きまして、本日は、環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課から神谷課長、切川課長補佐に御出席いただいております。それでは、御挨拶をいただきたいと存じます。

#### ○神谷課長（環境省）

本日はお忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。廃棄物規制課長の神谷でございます。

皆様方におかれましては、日頃より PCB 廃棄物の処理に向けて御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日はコロナの状況下でソーシャルディスタンスに配慮しながら開催の準備をいただきまして、事務局、大阪市の方々には重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

PCB 廃棄物の処理事業でございますけれども、大阪の事業につきまして、変圧器・コンデンサの処分について、処分期間が今、御挨拶がありましたように、令和2年度末ということになっております。北九州事業が既に処分の期限を迎えているわけでございますが、こ

の取組も参考にしながら、残された時間を意識しながら早期の処理に向けて掘り起こし調査の早期完了など、取組を計画的に実施していきたいと考えております。

環境省としましても、関係者の方々と連携をしながら、安全の確保を大前提として、PCB廃棄物の処理が一日も早く進むよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

本日の会議でも、委員の先生、皆様方からの御意見、御指導を賜りまして、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の安全確保の徹底、PCB 廃棄物の早期処理に向けて取組をしっかりと推進していけるように運びたいと思っておりますので、何分よろしくお願いたします。

#### ○深瀬係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第でございまして、その次に出席者名簿、続きまして、配席図でございまして。続きまして、議題（1）に係ります JESCO の資料といたしまして、資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」、次に、資料 1-2「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございまして。続きまして、議題（2）に係ります本市の資料といたしまして、資料 2「令和元年度・令和 2 年度環境モニタリング調査について」でございまして。最後に、資料 3 の「PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組」となっておりますのが環境省の資料でございまして。

本日の資料は以上でございまして。資料の配付漏れはございませんでしょうか。ございましたら挙手のほうをいただけると幸いです。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、谷野課長、よろしくお願いたします。

#### ○谷野課長（大阪市）

本日、PCB 監視部会の部会長をさせていただきます大阪市環境局産業廃棄物規制担当課長をしております。谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして説明をお願いしたいと思います。

まず、議題（1）にあります大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO さんのほうから説明をお願いいたしますが、資料のボリュームがありますので、前半と後半に分けて説明していただきたいと思います。

まず、資料 1-1 の 19 ページにございまして 6. 営業活動のところまでを前半に御説明いただきまして、一旦御意見、御質問を承った後に、以降、21 ページ、7. 処理手間物・困難物につきましては、後半に説明いただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○安井所長（JESCO）

JESCO 大阪 PCB 処理事業所の安井でございます。座って説明させていただきます。

資料 1-1 でございます。大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況ということでございます。

前回、この監視部会を開催いただきましたのが今年の 1 月ということでございまして、その際は、令和元年 11 月までの処理実績ということで御説明をしております。今回は令和 2 年 7 月末までの処理実績を加えまして御説明をさせていただくということを考えております。

この間、新型コロナウイルスの感染拡大がございまして、活動自粛といったようなことをされた企業さんもありますが、私どもの産業廃棄物処理施設につきましては操業を継続するという方針がありましたので、この間も通常どおりの操業を継続してきております。特に大きなトラブルはございませんでしたので、その間、安定、安全に運転を続けてきております。

令和 2 年 7 月末までの PCB 廃棄物の、まず 1 ページは、私どもの施設への搬入した実績ということになります。図-1 のほうに搬入の進捗率、表-1 のほうに年度別での搬入実績を 2 府 4 県、また、一番右から 2 番目には大阪市内、これは大阪府の内数の数字で示しておりますが、7 府県市の実績をトランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等と、油でございますが、この 3 品目につきまして、年度ごとにどれだけの処理を進めてきたか、表で示してございます。

実績総数でございますが、トランス類は 2,704 台の搬入を終えております。コンデンサ類は 8 万 3,386 台、廃 PCB 等は 2,158 本となっております。

7 月末までに JESCO、私どもに処理のために登録をされた総数、これを母数と、分母といたしまして、進捗率というものを示しておりますが、トランス類では約 99%、コンデンサ類が約 97%、廃 PCB 等では約 95%ということで、かなり進捗してきたところでございます。

次のページ、2 ページから 3 ページの上部にかけまして、搬入したものを私どもの施設内で処理を行いまして、中間処理でございます、PCB の分解までということでございますが、それが終わったものの実績ということになります。

2 ページの下のところ、表-2 のところに年度ごとに、こちら 3 分類しておりますが、どれだけの台数、また、それがどれだけの重量であったかというものを示しております。一番右のほうが新しい令和 2 年度の数字ということになります。

また、3 ページの上部にグラフを 4 つ掲載させていただいておりますが、トランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等、また、この 3 品目から取り出した純粋の PCB の処理量、これを年度ごとに数量、台数、これが棒グラフ、重量を折れ線グラフということで示したものでございます。

内容について 2 ページに文章で記載しておりますので御説明を続けさせていただきます。

7月末までの処理実績でございますが、表-2のとおり、トランス類は2,699台、コンデンサ類が7万8,399台、廃PCB等は2,053本となっております。近畿2府4県で登録されております廃棄物のうち、トランス類処理も99%進んでおりますし、コンデンサ類は97.2%進んでおります。廃PCB等も90.3%処理を終えたというところでございます。

トランス類につきましては、平成21年度をピークに台数は減少傾向でございまして、重量は、平成20年から28年度は約300トンから400トン、年間処理をしております。平均重量でいいますと、平成20年度、処理の開始時点でございますが、そういった時期では平均重量で1トンという状況でございましたが、平成28年度には電鉄会社はかなり大きなトランスを持っておられましたので、20トンクラスの5台、こういったものを処理いたしました関係で平均重量4.2トンとなっております。平成29年度になりまして、残存物にそういった20トンを超える大きなものがなくなりましたので、平均重量1.9トン、平成30年度は処理手間物ということで、保管現場で前処理、部品を取り外す等々が必要な大型物、こういったものの割合が増えまして、平均重量が3.7トンとなりました。令和元年度になりますと、またそういったもので2.4トンとなっておりますが、今年度に入ってからには本当に小さなものということになりましたので、1台当たり230キロという実績になってございます。

コンデンサ類でございます。こちらは平成24、5年度をピークに台数、重量とも減少傾向となっております。平均重量でございますが、平成24年度は54.5キロでございましたけれども、掘り起こし活動、各自治体様でどこにPCB廃棄物があるか探すといったような活動を通じまして登録されましたコンデンサ類は10キロ未満の小型のもの割合がかなり多かったということがございます。平成30年度、令和元年度の平均重量は30キロ程度になりまして、今年度に入ってからには20キロぐらいになっているというところでございます。

廃PCB等につきましては、こちらも平成24、5年度をピークに、本数、重量とも28年度までは減少ということになっておりましたが、29年度から、少量に保管されております保管者様がコンデンサ、トランスのPCBの濃度を分析されるということのために使われました分析の残りのもの、こういったものの処理が増えまして、30年度、また超大型トランスから抜油した油の処理、令和元年度は後述、23ページのほうで御説明いたしますが、多量保管事業者様から処理を委託されましたものの処理が始まりましたので、本数、重量、これが変動しているという状況でございます。

全体といたしましては、残台数、これは減ってきておまして、契約に時間を要する保管者様が存在しているほか、処理に時間のかかります手間物・困難物、こういったものによりまして、搬入するまでの期間、また、処理に要する時間がかかってございますけれども、また、コンデンサ類ですとか廃PCB等は新規に登録をされるものも出てきておりますが、処理期限に向けまして、引き続き安全、確実に処理を行い、早期処理を推進してまいりたいと思っております。

3 ページの上に、先ほど申しましたように、グラフを示しておりますが、それぞれのグラフの一番右が令和 2 年度となっております、こちらの棒グラフなり折れ線グラフの点線で白抜きになっております棒グラフ部分、また、点線で引いております部分は、今年 1 年間処理を継続して到達できる部分がここまでということで今、計画しているというところでございます。

3 ページの下のところでございます。(3) エリア間移動による効率的な処理の推進でございます。こちらは平成 27 年度以降、JESCO の全国にあります 5 事業所の施設を有効活用いたしまして、早期処理を進めるために、ほかのエリアからのものも一部持ち込んで、また、大阪から持ち出して処理をしているというものでございます。

表-3 のところに示しておりますが、トランス類では、豊田エリアから新幹線の車載トランスを持ち込んで処理をするということで、30 台持ち込むということで、これは平成 30 年度までに処理を終えております。

コンデンサ類ですが、特殊コンデンサといたしまして、北海道エリア、また豊田エリアから大阪のほうへ持ち込んで処理をするということでございました。当初はそれぞれのエリアから 500 台ずつ、そういったものが出てくるのではないかとということで計画を立てておりました。それぞれのエリアでの処理が進みまして、現時点で、それぞれのエリアに今後移動が見込まれるものがどれぐらい残っているのかということで確認いたしましたところ、今後残っているものは豊田事業エリアの 2 台だけであるということが判明いたしましたので、今回この表、特殊コンデンサの北海道、また豊田からの移動台数、合計の部分ですが、前回まで 500 台ずつになっておりましたが、北海道からは 70 台で処理を終えております。豊田からは 123 台で、あと 2 台を今年度中に処理するというようにしております。

表の一番下、PP コンデンサと書いてございますが、これは表の下に、\*2 で説明をつけております。ポリプロピレン製の素子、これを使ったコンデンサ等ということになります。こちらにつきましては、大阪エリアから豊田事業所のほうへ持ち出して処理をするということでございました。当初は 6,000 台というふうに考えておりましたけれども、こちらのほうは結果的に 4,987 台ということになりまして、昨年度中に処理を終えたというところでございます。

続きまして、4 ページでございます。(4) の払出実績でございます。PCB 廃棄物の無害化処理によりまして、有価物でありますとか廃棄物が出てまいります。この有価物なり廃棄物の年度ごと、どれだけ外部に払い出したかというものを表-4 のところに示してございます。有価物として出てまいりますのは劣化した溶媒、油でございます。また、鉄、銅、また、その他金属が出てまいります。これらにつきましては、有価物として払出しをしております。また、産業廃棄物として処理委託をするものにつきましては、塩酸、ピフェニル、それにトリクロロベンゼン、碍子・ガラスくず、活性炭汚泥と、また、その他というものが出てまいりますけれども、こちらの表に記載のとおりでございます、処理量が



少し減ってきておりますので、それぞれ払出しのものも減ってきているというところがございます。

また、その下、表-5 のところに示しておりますのは、廃棄物として払い出すものにつきまして、それぞれの処理委託先のところで、どのような処理方法を取って再資源化しているかというものを記載してございます。これは前回まで御説明した内容から変更はございません。

続きまして、5 ページに参ります。(5) の運転廃棄物でございます。PCB 廃棄物の処理に伴いまして、私どもの施設の中で使用しております化学防護服ですとかシート類、また、ウエスとかキムタオルといった紙で拭き取るようなことによって発生する廃棄物、そういったものがございます。また、タールですとか廃アルカリ、アルカリ水で配管を洗浄したときに出てまいりますアルカリ排水、こういったものが出てまいりますけれども、それぞれ PCB を低濃度で含んでいるものにつきましては、外部の無害化処理認定施設に処理委託しておりますし、濃度の濃いものにつきましては、事業所内で再度無害化処理、また、JESCO の北九州事業所ですとか東京事業所に持ち出して処理をしてきております。

こちらにつきまして、平成 24 年度からの実績を表-6 のところに記載しております。上のほうが平成 24 年度でございまして、昨年度の令和元年度までは年度ごとの実績、また、今年度に入りましてからは、表の下のほうになります。月ごとの実績ということで記載させていただいております。

運転廃棄物につきましても、営業物と同じように年間の処理の計画を立てまして、計画どおりに進めてきてございます。こちらのほうも順調に施設内での運転廃棄物は減ってきておりますけれども、操業に伴いまして、また新たなものが発生するという中で、安全、確実に無害化なり、処理を進めてきているというところがございます。

続きまして、6 ページ以降は各種モニタリングの調査結果ということになります。

6 ページでございますが、こちらは排水でございます。敷地の中から外部に出ていきます汚水の排水、また、雨水の排水ということになります。こちらは表-7 のところにモニタリングの結果を示してございます。モニタリング計画で年に 1 回こちらのほうは確認するというところがございます。例年 6 月から 7 月にかけて水をサンプリングいたしまして、外部の専門の分析機関で分析してございます。

表-7 の真ん中少し左ぐらいに二重線で囲われているところが今年の 6 月から 7 月にかけてサンプリングしたデータでございまして、PCB 及びダイオキシン類の結果でございますが、11 地点でございますけれども、全て自主管理目標値未満であったことを確認してございます。

7 ページは騒音・振動となります。こちらにも年に 1 回外部の分析機関をお願いいたしまして、騒音及び振動レベルを敷地境界の 4 地点、東西南北それぞれで 4 つの時間帯で測ってございますが、表-8 に結果を示しております。こちらにも真ん中辺り、二重線で囲ったところが今年の 6 月に測定した結果でございます。一番右に維持管理値を示してござ

いますが、全て維持管理値未満ということを確認してございます。

次、8 ページから 9 ページにかけては、排出源モニタリングの排気でございます。私どもの処理施設の建物から外部に出ていく排気中の PCB、ダイオキシン類、また、塩化水素、ベンゼン濃度等の測定を行っております。こちらもモニタリング計画に従いまして、年間 2 回の測定ということで、8 ページの表が西棟、次の 9 ページが東棟からの結果でございますが、真ん中辺りの二重線で囲っているところが前回 1 月の監視部会以降、新たに判明したデータということになります。

全測定箇所におきまして、自主管理目標値未満でございましたが、令和 2 年度の 1 回目、今年の 5 月のサンプリングで測定した結果でございますが、9 ページのほうの東棟、No. 1-1、一番上の値ですね。このほか、PCB、ダイオキシン類の測定におきまして、過去数年の結果と比較いたしますと、少し高めの値が出ております。この結果が判明いたしましたのが 7 月でございましたので、7 月に再度試料採取を行って、再測定ということを行っているというところでございます。

また、ボイラー排気中の窒素酸化物また煤じんについても測定してございますが、こちらは各表の一番下のところに結果を載せておりますが、いずれも自主管理目標値未満ということを確認してございます。

続きまして、10 ページでございます。周辺環境モニタリングの結果となります。令和元年度の春期から令和 2 年度の春期にかけての 5 期分の事業所敷地内及び事業所周辺の 2 地点におきまして、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの現況調査を実施した結果、これが表-10 から 13 に示してございます。いずれも環境基準値等は下回っていたというところでございます。

表-10 のところに事業所敷地内及び事業所周辺での PCB、ダイオキシン類、ベンゼンの 5 期分の測定結果でございまして、一番右に環境基準値等を示しておりますが、環境基準値等に比べまして十分低い値だったということを確認したというところでございます。

11 ページのほうの表-11 と 12 は、年間 4 回測定した PCB 及びダイオキシン類の各年度の平均値を表にしておりまして、表-11 及び表-12 の内容を図示したものが図-3 ということとなります。

図-3 の左側が PCB、右がダイオキシンでございますが、一番左側が平成 17 年ということで、私どもの平成 18 年 10 月の操業開始以前から測定しておりますが、この間、直近が一番右の令和 2 年の測定ということで、令和 2 年の測定だけが、春の 1 回分の測定だけになっておりまして、令和元年度までは 4 回分の平均値というふうになってございますが、特段高い値ということにはなっていないということでございます。

表-13 は臭気の測定結果となりますが、これは昨年の 10 月に測定した結果が直近の値ということでございまして、今年につきましても 10 月に測定を計画しているというところでございます。

12 ページにつきましては、モニタリングをどこで行ったかというものでございまして、

12 ページの上のほうが、私どもの西と東の 2 つの敷地のそれぞれの位置で騒音ですとか振動、また、排水をサンプリングしたかということでございますし、周辺環境モニタリングを実施したかというものでございます。

また、13 ページと 14 ページにつきましては、建物から出てくる排気をサンプリングしている場所と、そこにつながっている設備がどういったところからつながっているかというフローということになります。

15 ページに参ります。3. 作業環境測定結果でございます。作業環境の測定結果としては、(1) で PCB 濃度、(2) でダイオキシン類の濃度ということで、こちらは図-4 と図-5 のところに大型解体室、また、小型解体室、そして、今回、令和 2 年のところで測定を開始いたしました処理困難物倉庫の廃アルカリ水の小分けブース、これの中で取った作業環境の結果ということでございます。

各グラフの一番右のほうの 2 回分が前回の監視部会以降の測定結果ということになりますけれども、この間、十分低い値でございまして、許容濃度であります、PCB でいいますと 0.01 を下回っているということは確認してございます。

ダイオキシン類濃度につきましては、こちらは 2.5 という数字は上回ってございますけれども、この間、2 回の直近のデータでは、以前の値に比べまして十分低い値であるということ、同程度であるということは確認しているというところでございます。

その次のページ、16 ページでございますが、作業環境の改善対策となります。作業環境中の PCB 及びダイオキシン類濃度、これが高いエリアにおきます作業環境の改善対策についてでございます。比較的濃度の高い次のエリアにつきましては、こちらでいただきました監視部会での御助言等を踏まえまして、順次対策を進めているというところでございます。

まず、先ほど御説明いたしました大型解体室及び小型解体室でございますが、平成 21 年 8 月にはこういった PCB ですとかダイオキシンの発生元となります切断装置付近、また、仕掛品の置場周辺に活性炭の吸着装置を設置しております。22 年 3 月には小型解体室内にありますフライス盤という切断装置、これの囲い込みの仮設工事を行いまして、次の年、4 月には高性能の集じん装置、こういったものを設置してございます。平成 23 年 8 月には PCB 等の蒸散を抑えるために、空調設備を改善いたしまして、部屋の室温の低下を図ってございます。

また、平成 30 年 5 月に実施した測定におきまして、小型解体室では許容濃度の 0.01 を超過したことがございましたけれども、測定時には PCB 等が特に蒸散するような作業は行っておらなかったということで、原因は明らかではありませんでしたけれども、1 か月間夏場に行います定期検査時に清掃と除染を徹底して行ったというところでございます。これらの対策を実施後、PCB 濃度は許容濃度以下となっているというところでございます。

ダイオキシン類濃度につきましては、管理濃度の 2.5 を超過しているということでございますので、毎年夏の定期検査時には徹底的に清掃・除染を行い、これ以上高くならな

いということに取り組んでいるというところでございます。

2 番の VTR 処理室ですが、ダイオキシン類濃度につきましては、平成 25 年度に未処理品の一時置場付近を中心に VTR 搬入棚、また、VTR ステーションテーブル、設備メンテナンス用グリーンハウスに局所排気装置を設置いたしまして、25 年 11 月以降は管理濃度以下を維持してございます。

大型抜油室、小型抜油室、タンク室でございます。大型抜油室及び小型抜油室は、度々ダイオキシン類の管理濃度 2.5 を超えていますので、引き続き定期検査時に機器の下部等操業実施時にはなかなか清掃が困難な場所も含めまして、徹底的に清掃・除染を実施してございます。

タンク室につきましては、平成 27 年夏の定期検査時にストレーナー部分の改良によりまして清掃作業の改善、局所排気装置の増強対策を実施した結果、ダイオキシン類の管理濃度以下を維持していました。しかし、平成 29 年 5 月の測定以降、5 月から 6 月にかけての測定では管理濃度を超過するため、夏の定期検査時に徹底的な清掃・除染、これを行ってございます。今年度につきましても 6 月の測定で 2.8pg-TEQ/m<sup>3</sup> と管理濃度を若干超過いたしましたので、大型抜油室及び小型抜油室と同様に、夏の定期検査時に徹底的な清掃・除染を行っております。

蒸留室と中間処理室でございます。この両室も、度々ダイオキシン類の管理濃度の超過ということになってございますが、機器の開放点検が主な汚染の原因となっていると思われませんが、両室とも 1 階から 5 階までグレーチング構造によります床で、吹き抜け構造となっております。また、熱源といたしまして、それぞれ蒸留塔が存在するということございまして、室温の低減ですとか操業時の清掃が困難な場所がありますことから、この両室につきましても定期検査時に重点的な清掃・除染を実施して、一定レベル以下、これを確認してございます。

17 ページにつきましては、作業環境測定結果でございますが、実施している部屋につきまして、こちらの表は、一番左側が今年の 6 月実施、左から 2 番目が昨年の 11 月から 12 月にかけての実施ということございまして、この 2 回分が前回の監視部会以降に新たに判明した実施結果ということになります。

赤字にしております部分が許容濃度、また、管理濃度を超過している部分でございますが、PCB につきましては全室で許容濃度以下を確認してございますが、ダイオキシンにつきましては幾つかの部屋で 2.5 を超過している部屋がありまして、定期点検中の徹底的な除染等々によりまして、一定以下ということを確認しているというところでございます。

続きまして、18 ページのほうになります。こちらはヒヤリハット・キガカリの取組状況でございます。ヒヤリハット・キガカリ活動、これは事業所の安全レベルの向上と危険のない職場づくりのために積極的に取り組んでございます。現場のほうで働いていらっしゃる一人一人の方からヒヤリハットした、はっとした、また、気がかりといった内容に

つきまして一件一葉で提出いただいておりますけれども、作業時から続けてきておりまして、表-15 のところに平成 18 年以降、1 年間に何件のヒヤリハット・キガカリが提出を受けたかというものを示してございます。一番右のほうが令和 2 年。令和 2 年につきましては、7 月末までの 4 か月分の実績でございますが、こちら、作業員の方から提出を受けました一件一件の案件につきましては、JESCO と運転会社のところでタスクチームが一件一件内容を確認するということを行っております、改善が必要であるというふうに判断した内容については確実に改善を進めてきてございます。

また、これらの実施状況につきましては、毎月開催しております JESCO と運転会社の安全衛生協議会の場で、作業員の方も同席の場でございますが、報告をしているというところでございます。

また、平成 31 年 4 月から令和 2 年 7 月の間に提出されました 16 か月分のヒヤリハット・キガカリ案件の項目別の分類でございまして、こちらは下の図-6 のところに円グラフにしてございます。左側がヒヤリハット 62 件、また、左側がキガカリの 333 件を、どういった内容であったかというものに分類しております。ヒヤリハットでいいますと、一番多かったのが破損ということでの 14 件、漏洩の 10 件、転倒、作業環境、操作といった内容でございました。また、キガカリ 333 件のほうは、破損 102 件、作業環境、表示、3S、操作といった内容であったというところでございます。

なお、労働災害の未然防止策をより有効に進めるということで、JESCO の全事業所 5 事業所におきましては、5 事業所に出てまいりますヒヤリハット案件につきましては、一件一件リスク評価を行っているというところでございまして、リスクが高いものにつきましては、安全衛生上問題ありというものはインシデントというふうに位置づけておりまして、各事業所から本社のほうに内容を報告し、ほかの事業所にも水平展開をいたしまして、リスクの低減を講じているというところでございます。

19 ページのところでございますが、リスク評価はリスクの見積りを表-16 に記載しておりますが、こちらは労働災害に対する内容でございます。これのほか、環境災害については別途見積り、リスクの評価をつくっておりますが、こういったリスク評価をいたしまして、リスクレベルとしては I から IV の 4 段階に分けております。III、IV に該当いたしますと、先ほど申しましたインシデントということで本社のほうに報告する内容でございますけれども、この 16 か月間にインシデントに該当するものはなかったというところでございます。

19 ページの真ん中、5. でございますが、施設での設備の改造、また処理におきましての運用変更、こういった内容が出てまいりますと事業所内で環境安全評価委員会、セーフティーアセスを行って、この設備改造、また、運用変更に新たな環境へのリスクを高めるような内容がないかどうか、こういったものを審査した上で本社のほうに報告の上、問題がないと判断されたものを改造し、運用変更するというところでございますけれども、令和元年 6 月 20 日以降にこの委員会で審査された案件はございません。

19 ページの下のほう、6. 営業活動でございます。(1)、掘り起こしへの協力でございます。掘り起こしというのが、各自治体様を中心に、PCB 廃棄物を持っておられる方がどこにいらっしゃるかということを探していただくということになります。

①は、こちらは PCB の廃棄物になったものにつきましては、特別措置法というものに基づきまして、年 1 回自治体様に届出をされるということになっております。また、JESCO におきましては、処理の前にどういった廃棄物进行处理されるのかということ JESCO に登録いただく必要がございます。ですので、届出データと JESCO への登録データの突き合わせを行いまして、届出はされているものの、JESCO のほうにはまだ未登録であった 469 の保管者様に対しましては、各自治体様と JESCO の連名で JESCO への早期登録、早期処理を依頼する文書を送付してございます。登録が完了いたしました保管者様については定期的に自治体に報告しているというところでございます。現在、約 7 割の保管者様、469 のうち 7 割の保管者様が何かしらの進捗をしているというところでございます。

②のほうは、電気事業法での届出データ。これはまだ使用中のものについての届出データでございますが、このデータと JESCO での登録データを、こちらも突き合わせを行っておりまして、使用中であり、また JESCO のほうに登録されていない方、74 の保管者様に対しまして、同じく文書での依頼をしてございます。登録が完了いたしました保管者様については、定期的に中部近畿産業保安監督部の近畿支部様、また、近畿地方環境事務所様に報告してございますけれども、こちら 74 のうち約 7 割が進捗しているというところでございます。

③でございますけれども、こちらは中部近畿産業保安監督部の近畿支部様が企画されまして、毎年 7 月から 8 月にかけて、電気主任技術者様を対象に説明会を開催してございます。例年でありまして、11 から 12 会場で約 2,000 名の方に説明するというところでございますけれども、今年につきましては新型コロナウイルスの感染が拡大した時期もございまして、中止された会場もございました。また、3 密防止のために出席者が限定された部分もありました。そういった中で、9 会場で 1,000 名の方には説明をさせていただいたというところでございます。

20 ページに参ります。(2) のほうでございます。こちらは総ざらいの取組と記載してございますが、前のページで御説明いたしました掘り起こしでどこにあるかというものが分かった、持っておられる方が分かりました保管者様に対しましては、JESCO の営業のほうで登録をいただきまして、JESCO のほうに契約し、処理を進めていただくということで、その取組を「総ざらい」というふうに読んでおりますけれども、自治体様との定期的な打合せを行いまして、まだ処理をされていない保管者様の情報と、その取組のスケジュール、この内容を共有させていただいております。新規登録保管者情報、また、特別措置法の届出データにおきまして、JESCO 未登録保管者の情報を共有させていただいております。また、自治体様に協力しているという内容がございますが、こちらは JESCO だけではなく登録、また契約に応じていただけない保管者様に対する早期処理の御指導、また、掘

り起こしで発見された場合は保管者様情報の提供、こういったことをお願いしているところでございます。

②の具体的な取組内容でございますが、JESCO といたしましては、営業課の中に地域専任に担当者を設けまして、保管者様ごとに登録及び契約手続を進めているというところでございます。自治体様の掘り起こしによりまして、JESCO に新規登録された保管者様については、早期にまず現地に訪問いたしまして、個別交渉を行いまして、処理の働きかけを行っております。登録や契約に応じていただけない保管者には、処理いただけない理由などを確認した上で、自治体様にフィードバックしているというところでございます。また、自治体様が行われます立入調査、これにも同行させていただきまして、処理手続を早期に進めるという取組を進めてございます。

(3) でございますが、処理手続がなかなか進まない保管者様の見通しとさせていただいております。JESCO への登録ですとか契約が進まない理由といたしましては、処理費用の工面が困難である、処理制度に納得できない、また、保管者様と連絡が取れないなどといった何らかの理由で手続が進んでいないというところがございますけれども、各自治体様と共に処理に応じていただくよう取り組んでございまして、平成 30 年度末では 400 者ぐらいありました。昨年度末で 209 者、半減ということになりまして、4 か月間が経過いたしまして、7 月 31 日現在で 129 者ということになってございます。129 者様の進まない理由が、ア、イ、ウ、エに示す内容というところがございます。処理費用の工面が困難が 32 者、処理制度に納得できないが 41 者、何らかの理由によりまして保管者様と連絡が取れていないのが 50 者、また、使用中が 6 者ということでございます。

④でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止、こういったものの影響によりまして、会社業績の悪化等の影響によりまして処理の延期を申し出られる保管者様も出てまいりまして、現在まで、21 者の方がそういった内容で出てまいっております。

⑤でございますが、管轄自治体の御指導によりまして処理手続を進めていただける保管者様も増えてきているという状況はございます。

その下の図でございますけれども、こちらは高濃度の PCB 廃棄物（大阪事業エリア）の処分期間と計画的処理完了期限ということになりますが、今年度末になります令和 3 年 3 月 31 日が処分期間末ということになりますので、この期間までに保管されている方は当社と処分委託の契約をいただくということになります。今年度末までに契約いただけない場合は、各自治体様が改善命令をされまして、なかなかそれにも応じていただけない場合は、行政様の代執行というようなことも含めまして、令和 3 年度末であります令和 4 年 3 月 31 日の計画処理完了期限までに処理を終えようという取組を進めてございます。

前半部分は以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO さんからの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○上野外部有識者

コロナ禍でも処理が順調に進んでいるというのは大変いいことだと思うんですけど、質問じゃなくて確認させていただきたいんですけど、1 ページ目の年度別の搬入実績で、合計と登録数のところで、トランス、コンデンサはかなり進んでいると思うんですけど、廃 PCB 等に関しては若干、自治体によってちょっと低いところがあって、これの見通しというのは、先ほど処理手続が進んでいないことが反映しているのかどうかというので確認させていただきたいということと、もう 1 点なんですけども、16 ページ 4) の蒸留室、中間処理室なんですけど、これはダイオキシン類の管理濃度が両室とも超過しているという、その原因として機器の開放点検が主な汚染の原因となっている。これは、要は、点検するとき機器を開放して、それがそのときに周りの周辺にダイオキシン類が汚染してしまっているということでもよろしいのでしょうか。何かその辺は、それを踏まえて分かっているんだったら、対策はできないのかどうかということをお教えいただければと思います。

○桑原課長 (JESCO)

営業課長の桑原と申します。御質問いただきどうもありがとうございます。

1 点目の御質問でございますけども、特に 1 ページ目の奈良県で、ほかの自治体に対して非常に PCB 油類の搬入実績が低いように、そういう記述の内容がございますけども、もともと母数が少ないということ、登録数 13 で、残っているのが 4 件ということになるんですけども、これは全て試薬というか、量が少ないような、分析会社から返却された、そういう油でございます、それに関しては、もう目処も立っておりますし、処理が難しいものではありませんので、今年度中に全て処理を終えるような形で今、取り組んでいるような状況でございます。

○安井所長 (JESCO)

続きまして、2 点目の御質問でございます。16 ページの 4) の蒸留室と中間処理室でございます。こちらのほうでございますが、機器の開放点検が主な汚染原因となっているというふうに考えてございますが、この機器の開放点検を行う際は、その当該の設備の部分をシート等で囲いまして、汚染が広がらないようにという対策は打ってきてございますけれども、やはり若干漏れ出す部分もあるのかと思われまして。夏の測定の期間になりますと 2.5 を若干超えるというようなことに、中間処理室はなっておりますし、蒸留室のほうにつきましても、こちらも一定以下になかなか下がってこないという状況でございます。



○上野外部有識者

分かりました。

○中地外部有識者

すいません、中地ですけど、5点ばかり質問したいと思いますが、最初、1ページ、2ページの操業実績の話なんですけど、今年度というか、今年の3月からコロナ禍で製造業等でも操業停止したようなところがあったんですけども、JESCOの事業所ではコロナの関係で操業に悪影響が及ぼされたことがあるのかなのかということも1つ最初にお聞きしたいのと、今年度中に計画的な登録されているやつについては全部搬入は終わって、処理のほうもほぼ終わるのかというようなことが1点目、そういう実態について少し説明してください。

2点目はちょっと細かい話なんですけれども、3ページの図-2の中間処理実績等の図を見せていただきますと、右下のPCBの処理量と処理重量の棒グラフと折れ線グラフを見ると、今年度はかなりPCBの処理量と処理総重量との比が小さくて、少し違った、PCBの濃度の濃いのが来ているのかどうか、あるいは廃PCB等が多くて、ドラム缶を処理する関係でPCBの処理量と総重量との比が小さくなってきているのかみたいなことを少し教えてくださいというのが2点目です。

3点目が、8ページの排気塔の環境測定の結果について報告されたんですけども、東棟の1-1については、8ページの上から5行目ですけども、「令和2年7月に試料採取を行い、再測定中です」というふうなことでしたが、もう9月半ばなので、一月以上たっていますから、再測定の結果、速報値等が出てきていないのかどうかということと、対策としては、清掃をきちんとしますみたいな、何らかの対策が打たれたのかどうかということについて教えてください。

それと、17ページですけども、環境測定結果を見させてもらって、真ん中辺の大型解体室のダイオキシンの濃度は、以前から比べると若干低くはなっていますけれども、今回の令和2年6月の測定結果、粉じん状のダイオキシンが少し高くなっているのかなという感じなので、この辺、何か原因的なものがあるのか、あるいは対策的に考えなきゃいけないようなことがあるのかどうかみたいなことを御検討くださいというか、御説明くださいというのが4点目です。

あと、20ページの最後ですね。処理手続が進んでいない保管者の見通しということで説明されて、下の図をつけてもらっていますけれども、来年度、計画的処理完了期限ということで、関係の府県で改善命令等を出して処理をしてもらう、保管者に対して処理をしてもらうように進めるということなんですけれども、この辺り、1年以内に終わるという何らかの見込みとか計画とかというものがあるのかどうか、少し教えてください。

以上です。

○安井所長（JESCO）

御質問いただきありがとうございます。

1つ目のコロナ禍での影響ということになりますが、この間、処理のほうは、順調に継続できてきておりますけれども、影響といたしますか、若干途中の段階では、私どもが施設内で作業のために使用いたします化学防護服ですとか活性炭マスク、こういったものの購入に若干時間を要するというようなタイミングがございましたけれども、こちらは以前より持っておりますストック分でカバーできておまして、操業への営業といったところまでは至ってございません。

また、営業活動の中では、現地に行って内容を確認して契約交渉をさせていただき時期、やはり外出自粛といたしましたか、そういったような時期には少しやりにくい時期もございましたが、こういった影響によりまして搬入量が減るといったようなことにもなっていません。

2点目でございますが、3ページのところの処理量と処理重量の比の問題でございますが、やはりこちらは、先生の御質問の中でもお話があったんでございますが、廃PCB等の比率が増えてくるということの結果かなと考えてございます。

3点目でございますが、8ページから9ページにかけての排出源モニタリングというところでございます。先ほど、7月に再測定をいたしましたということでございますが、速報値ということでございますが、直近で、全て出そろっているわけではないんですけれども、東の1-1のところにつきましては速報は出ておまして、ダイオキシンは1桁下の値であったと、低い値であったという結果はいただいております。あと、4-1のところもダイオキシンが1桁低い値であったという結果はいただいております。

また、こちらは、高い値であった場合は配管類の清掃ということを考えておりましたが、今回低い速報値というものを受けて、どうするかということにつきましては、また検討させていただきたいと思っております。

続きまして、17ページの大型解体室のダイオキシンでございまして、こちらは直近の令和2年6月実施分の大型解体室ダイオキシン、括弧で囲っている部分が粉じんでございますが、1.5。その前の11月、12月が0.52に対して粉じんが上昇しているというところかと思えます。またさらに、その前が0.65であったというところでございますが、こちらにつきましては、表の一番右のほうを見ていただきますと、粉じんが2.4で、総量として38といったことでありますとか、右から3番目、粉じんが1.8で総量が35であったというところもございまして、今回、操業によりまして急に上昇したという上昇傾向のものではないというふうには捉えております。一時的なところでこういった数字が出たと考えてございます。

最後の5点目は、20ページのところでございますけれども、処分期間末の今年度末までに、今、法律で決められておりますのは保管者様と私どもとが処理委託の契約をする

ということになりまして、契約後に搬入のほうの収集運搬業者さんとの契約ですとかの調整がありまして、来年度に入ってからでも搬入して処理をするということになるものもございまして、今のところ、現在分かっているものについては何とか今年度中に処理までできないかなと考えておりますし、一部、油等につきましては来年度も処理を継続すると考えておりますけれども、計画的処理完了期限までに処理ができると考えてございます。

以上でございます。

○桑原課長（JESCO）

今、所長のほうから説明しましたけども、今現在、自治体さんは一生懸命指導とか、なかなか処理に応じていただけない保管者への説得、場合によっては立入調査等ものすごい労力をかけて、実は実施していただいております。しかし、それでもなかなかその指導に応じていただけていない保管者がいるのも事実でありますので、あくまでも JESCO の目標としては、既に御登録いただいた全てのお客さんを今年度末までに契約完了したいと、こういう思いは変わりませんが、残念ながら処理に応じていただけない保管者様が一部残って、その部分に関しては、やはり契約をしていただけないということであれば、違法状態ということになりますので、来年度早々に、すぐに自治体さんのほうから改善命令を出していただくこととなります。どうしてもそれでも処理をしていただけない保管者に関しては、これは行政代執行を行っていただくこととなります。そういうところまでして、計画的処理完了期限までには処理を終えると、このようなスケジュールで今進めております。

○中地外部有識者

ありがとうございました。

○谷野課長（大阪市）

自治体の立場から補足させていただきます。ただいまの話は、できるだけ今年度中に処理を完了していただくというのが大原則なんですけども、どうしても期限内に処理できない、しない業者、事業者がおった場合に、先ほど話がありましたが、来年度に入りましたら早々に改善命令をかけまして、まずは命令に従って処理をしていただくと考えておりますが、どうしてもなかなか命令にも従ってもらえないということであれば、早急に、言われたとおりに代執行という手続をやっていきたいということで、いずれにしても年度初め早々から、命令対象事業者については絞り込みを行いまして、代執行の準備もした上で、いずれにしても来年度内には必ず処理をしたいというふうに考えております。

○大藤外部有識者

それに関連して 1 つ教えてほしいんですけども、その処理手続がなかなか進まない

事業者の方が保管されているもので、処理に時間がかかるとか困難なものというのは特に含まれていないという解釈でよろしいですか。

○桑原課長（JESCO）

はい、その解釈で結構です。なかなか処理に応じていただけない保管者は、コンデンサ1台ぐらいしか持っておられないようなやはり資本力が少ない、小さいというか、そういうお客さんが多いので、今現在、その中で既に処理が難しいという案件は一切見つかっておりません。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、資料1-1の後半部分と、あと、資料1-2の大阪PCB処理事業所の長期保全の取り組みについての御説明をお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

引き続きまして、資料1-1の21ページから御説明させていただきます。

7. 処理手間物・困難物となります。処理手間物・困難物とは、通常のPCB廃棄物の処理に比ばまして手間・時間を要するものでございまして、令和2年7月まででトランス14台、これは平成30年度中に全ての処理を終えております。コンデンサは87台ございまして、内86台が処理済みとなっております。廃PCB油類でございまして、これは558本で、うち138本の処理を終えてございます。これらの内容でございまして、以下に示すとおりということでございまして、トランス類につきましては全部、全て終えております。

また、同様に、コンクリート固化されたコンデンサですとか多量保管事業者様の廃PCB油については、下のほうに記載しております、1)の処理手間物のコンデンサでございまして、先ほど申しました87台の内86台が処理済み、1台だけ残っておりますが、写真のようにコンデンサをドラム缶の中に入れられまして、コンクリートで固化されたものということでございまして、表でいきますと、一番下の行のところでございますが、こちらにつきましては、保管者様によりましてコンクリートを除去されまして搬入するというところでございまして、昨年度中にコンクリートの除去を終えられておりまして、今年10月か11月に搬入が決まっているということでございまして、処理の見込みは立ててございます。

その次のページでございまして、こちらは、表-19のところの一覧表にしてございまして、まず、①から⑤、こちらのほうは、低引火点の成分、これが混入したPCBの油でございまして、こちらについては、処理方針のところに記載しておりますが、移動式蒸留装置にて処理と書いてございまして、これが写真の上のところ載せてございまして、保管され

ておりますところで、移動式蒸留装置を設けまして、低引火点成分を分離するという  
ことになります。

文章でいいますと 22 ページの下のところに記載しておりますが、大阪 PCB 処理事業区  
域内には低引火点成分が混入している PCB 油が登録されておまして、これらにつつま  
しては、長期に保管されていたということもございまして、履歴、引火点、また、夾雑物  
の成分や濃度が不明といったものもございました。そのまま処理施設に持ち込んで処理  
いたしますと、施設を損傷しかねないということも考えられますので、計画的処理完了期  
限内処理への影響が懸念されるというところでございます。そのため、低引火点成分が混  
入している油につつましては、安全で確実な処理を行うという必要がございますので、大  
阪市内におきまして移動式の蒸留装置を設置いたしまして、各保管事業者様自らが蒸留  
分離を行うということになってございます。低引火点成分につつましては、蒸留分離作業  
によりまして除去した後に、高濃度の油になったものは JESCO の大阪 PCB 処理事業所  
において処理をいたしますし、低濃度の引火点の低い油でございますが、こちらは各保管事  
業者様が無害化処理認定施設のほうに処理委託をされるということでございます。

移動式蒸留装置を、こちらの上部の写真でお示ししておりますが、これの特徴でござい  
ますけれども、保管されている場所に持ち込むという必要がございますので、装置はコン  
パクトなユニット型としておまして、現地で組立てが容易な移動式ということになっ  
ております。ユニット同士の接続は作業場所に合わせてレイアウトが可能となっております。  
装置の各ユニットは、幅が 800 ミリ、奥行きも 800 ミリ、そして高さが 1.8 メータ  
ー、1,800 ミリというものでございます。

次のページでございますが、組立時の装置のサイズでございますが、幅が 8 メーター、  
奥行き 4 メーター、高さが 2.15 メーターということでございます。また、ボイラー、活  
性炭吸着槽など周辺機器も設置するということとなりますけれども、6 メーター掛ける  
4.5 メーター程度のスペースが必要となる装置でございます。移動式蒸留装置のイメー  
ジ図をその下に示してございますが、低引火点の油が混入した油、こちらが図の左にドラ  
ム缶の状態でございますけれども、こちらからユニットの中の蒸発タンクに入れまして、ユ  
ニットの中での流出液タンクと残留液タンクに分けられまして、残留液タンクのほう  
が濃度の高いものということになりますので JESCO、また、上部の流出液のほうにつつま  
しては、低濃度の油になりますので、無害化処理認定施設での処理をするということ  
でございます。単蒸留ということもございますけれども、そういう装置でございます。

また、表のほうへ戻っていただきまして、⑥のところに PCB 汚染物抽出油と書いてござ  
いまして、本数が 550 本というふうになってございますけれども、こちらにつつまして  
は、23 ページの②のところに文章で御説明をつけております。多量に保管されてお  
ります事業者様からの廃 PCB 油の処理でございますけれども、この事業者様は、多量  
保管されております PCB の汚染物、これを自分のところでの処理計画を作成されるた  
めに、自所での処理計画を作成されるために、平成 28 年度から PCB 汚染物の分析  
を行われました。そ

の結果を基に、29年になりまして、この事業者様主催で学識者の方によります検討委員会を立ち上げられまして、技術検討を行われております。事業者様が保管されております廃棄物を期限内に処理を完了するという目的のために、JESCO大阪事業所への受入れ条件、こういった内容を満たされるということで検討が進められまして、結果、PCB汚染物を有機溶媒、括弧でIPAと書いておりますが、イソプロピルアルコール、アルコールでございますけれども、これで抽出分離するということによりまして、油の状態を回収し、高濃度のPCB廃棄物としてJESCOの大阪事業所のほうに持ち込むということになってございます。そういった検討結果を受けまして設置許可申請をされまして、施設のほうも完成し、処理をスタートされております。

下のところ、アのところに許可申請が29年12月に出されまして、予定では2年間で処理をされるという予定で進められました。

廃棄物の処理方法のところに記載されておりますが、イソプロピルアルコールでの抽出を行いまして、濾過ケーキといったところから出てまいります550本が大阪事業所の対象のものということでございまして、そのほかは低濃度のもの等々ということでございますけれども、この550本の処理をするということになってございますが、次のページに若干油については課題があるということで課題を書いてございます。

この廃PCB油の中では硫黄分が100ppmから1,000ppm程度ということで、私どもがこれまで処理してまいりましたトランスですとかコンデンサから回収したPCBに対しまして硫黄分が高くなってございます。大阪PCB処理事業所で、脱塩素化分解で採用しております技術につきましては、パラジウムカーボンを触媒として使って処理をしておりますが、この硫黄が触媒の活性を阻害するということとなりますので、反応が律速となることが判明しております。

対策といたしましては、保管事業者のところで、ドラム缶ごとに、処理ロットごとに分析をしていただきまして、それぞれの硫黄濃度を把握いただきまして、ドラム缶の組合せによりまして硫黄濃度500ppmということで設定いたしまして、処理系統に投入いたしまして、また、コンデンサの処理から回収する油とも混ぜて無害化するというところで、現在処理を進めているというところでございます。

また、PCB廃棄物を施設に搬入するのに使用されますドラム缶も高濃度の汚染物となりますので、これも施設で効率的に処理をするということで、洗浄、また、VTRという施設を使いまして処理を進めてきているというところでございます。

8番でございまして、トラブルの報告でございまして、この1年間にトラブル等の発生はございませんでした。

25ページでございまして、その他の説明事項といたしまして、(1)でございまして、先ほど来少し話をしております新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、事業所での対応状況でございまして、事業所におきましては、体温測定等の健康管理、また、手指衛生及び、せきエチケットという取組をしております、予防措置、これにしっかり取り組ん

でございます。また、一部時差出勤ですとか、ごく限定的になりましたけども、在宅勤務、こういったものも導入させていただきまして、出張の抑制、テレビ会議の推進といったことで、人と人の接触機会を減らすといった対策を講じてございます。これまでのところ、現場で運転作業に従事いただきます作業員の方も含めまして、感染者の発生はございません。

施設の視察・見学状況でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症対策といたしまして、今年の3月中旬から見学の受入れを中止してございます。

26 ページでございます。こちらは緊急時対応訓練ということでございまして、令和元年度は火災発生、また、今年度に入ってから現場で漏洩が発生した場合というテーマを設けまして、各作業エリアでの働いていただいておりますグループごとにそれぞれ自分たちのエリアで漏洩、火災というテーマで発生した場合を想定いたしまして訓練を行うということでございますけれども、やはりこの訓練につきましても、3月の緊急時対応訓練、また、4月の消防総合訓練、この消防総合訓練は此花消防署様の御協力を得て実施しておりますけれども、こちらは開催を延期してございますけれども、5月分の訓練からは、若干時期がずれたところもございますけれども、訓練を工夫して実施しているというところでございます。10月につきましては震災訓練、また、11月には、4月に予定しておりました消防総合訓練を実施する予定にしてございます。

下の写真は緊急時対応訓練の際の現場での状況写真ということでございます。

次のページ、27 ページは安全教育でございますが、無事故無災害で PCB 処理を進めるということを中心に、所員の安全意識、知識の向上を図るという目的のために、毎月安全教育を実施ということでございます。

実績を表-22 のところに示してございますが、こちらにつきましては、3月の開催分からは、新型コロナウイルスの関係がございましたので、書面での開催、また、6月につきましては分散開催ということで、複数回の同じ内容での安全教育を、分散で出席者を減らしまして開催したというところでございます。

写真でございますけれども、左のほうのは1月23日に此花消防署様に外部講師ということで来ていただきまして、危険物教育をいたしましたけれども、右のほうは、災害事例につきましても、こちらは分散開催ということで出席者を減らしまして、こういった形で開催したという内容のものでございます。

また、下のほうの写真でございますが、現在実施しておりますが、定期点検では、運転会社、また JESCO の社員以外の方も施設に入られますので、入られる前に安全教育というのを実施しておりますが、今年につきましては安全教育の中に新型コロナウイルス感染症対策、これも盛り込んで実施したというところでございます。

写真のところ、右のほうにあります、手指のアルコール消毒の実地訓練、こういったものも実施した上で現場のほうに入らせていただいているというところでございます。

続きまして、資料1-2でございます。

○中野副所長（JESCO）

それでは、引き続きまして、中野から、資料 1-2、長期保全の取り組みについて報告させていただきます。

資料 1-2、1 ページを御覧ください。「はじめに」の部分は例年どおりですので省略させていただきます。

当事業所の保全方式につきましては、2 つの方策でやっております。1 つは予防保全、そして 2 つ目が事後保全という形で、これも従来と変わっておりません。

2 ページ目に行ってくださいまして、詳細な表を今から説明させていただきます。主要設備の保全方針、対応状況は表-1、それから、各年度の実施計画を表-2、令和 2 年度の主要項目実施状況を表-3 で、これらをまとめたプロセスフロー上での箇所を図-1、2 に示します。

では、まず 3 ページですが、表-1 ですね。主要設備の保全方針です。全てではございません。かいつまんで主要機器のところを説明させていただきます。

まずは西棟のほうの VTR 設備ですね。ここにつきましては、中心は一番左のカラム 2-3、下のほう、赤字で示しておりますが、VTR 設備全般に腐食対応がメインとなっております。昨年度、令和元年度もかなりてこ入れをしまして、一部ハステロイとかライニングしたんですけども、赤字に示しておりますとおり、今年度も引き続き各種ライニングをして腐食対策を実施中でございます。

次のページに行かせていただきます。熱交換器類なんですけれども、やはり腐食破孔すると一番問題になってきますのが熱交換器類になりますので、主要の熱交換器類は詳細に点検チェックをしまして、必要に応じて予備機に更新をするという方策を取っております。

その中でも VTR 周りで第 1 オイルクーラー、第 2 オイルクーラー、それから真空凝縮器と 3 点重要機器がございますが、ここは毎年、赤字で示しておりますけども、渦流探傷試験という腐食の進行度合いをチェックする試験をしております。その中の結果については後ほど説明させていただきます。

では、次のページに行きまして、ちょっと細かくて恐縮なんですけれども、これは VTR 設備以外のところも含め主なところを記載しています。表-2 を説明させていただきます。

左側の 1-5 と書いてありますユニット機器関係、洗浄装置、判定洗浄装置といったところにつきましては、超音波端子の交換を例年どおりやっております。経年劣化対応ですね。それから、少し下に行きまして、用役関係、窒素コンプレッサーですね。これは今年 C 号機の主軸の整備というのを実施しております。

そして、VTR 機器関係ですね。配管関係、常圧系の配管、これにつきましても、腐食が進んでいる箇所の対策を実施、予備機への更新もしくはライニングを実施するという形を取っています。2 行下がって炉の出口から常圧の凝縮器までの配管ライン、ここも腐食



が進行している箇所に対策を実施するという形を取らせていただいています。そして、下のほうに3基、先ほど申し上げました第1オイルクーラー、第2オイルクーラー、そして真空凝縮器、主にD号機なんですけれども、ここの渦流探傷試験をやって、必要に応じて更新するという形を取らせていただいています。それと、D号機とC号機につきましては、腐食対策として特別に塩酸の除去スクラバーというものを付けていますが、これも今年度、D号機については、中の充填材とかデミスターを交換するという対応を取っています。

次のページに行きまして、こちらが東棟の反応系になりますけれども、一番上の行ですね。蒸留系の溶媒除去塔A/Bとあるんですけども、塔底部の触媒の蓄積、ここは過去には一度も清掃していないということがあり、今年度は清掃いたしました。それから、ずっと下に下りまして、備考欄、赤字のところですね。ユニット機器、水素ガスの圧縮機ですけども、今年度はオーバーホールA号機をやっております。来年度はB号機となります。それから、さらに下がっていただいて、第1低沸蒸留塔の塔底加熱器の熱媒のベント弁、これにつきましてはリークが発生しておりましたので交換ということをしています。

以上、メインのところをまとめたものが次の7ページになっておりまして、長期保全計画は更新計画と経年劣化というふうに大きく分かれておりますが、①から⑦が更新計画で、⑧から⑮が経年劣化対策なんですけれども、実は④、⑤、⑥と、それから⑨、⑩、⑪はセットになっています。先ほど来申し上げております渦流探傷試験という腐食の度合いを検討した結果、今年度は⑥の真空凝縮器、これについては腐食が激しかったので新しいものと交換するのと、熱交のチューブを交換するということを決めました。④と⑤については更新しないので更新計画のほうは横線になっております。また、⑥の更新は夏の点検中にはできませんので、2月の小点検で実施することにしてあります。

次のページですね。プロセスフロー上に主な項目をプロットしています。左側中央部、令和2年度の実施項目、前処理施設の①ですね。洗浄装置、判定洗浄装置の超音波振動子の交換というのが大体この辺の位置にありますよということです。

それから、右上に行きまして、中央上部ですね。②から始まって⑫ぐらいまでのVTR周りの設備、ここがやはり一番注力して保全をやっているという形になります。

そして、右下の欄外はプロセスフローダイアグラム上にはありませんが、ユーティリティーとして窒素コンプレッサーの主軸の整備というのを入れています。以上が西棟ですね。

最終ページですけども、9ページのほうに行ってください、こちらは液処理の設備の水素ガスの圧縮機のオーバーホールというのが真ん中上部ぐらいにございます。また右側、第1低沸塔の蒸留塔の整備、ベント交換というのがこういった位置にあるよというのを記入させていただきました。

簡単ですが、以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○中地外部有識者

中地です。2点あります。

1つは、処理手間物・困難物のところで、22ページ、①の低引火点成分混入PCB油の処理促進ということで、大阪市内で移動式の蒸留装置を設置して各保管事業者が自ら蒸留分離を行うこととして対策を取りますということで御説明がありましたが、JESCOさんには関係ないのかもしれませんが、この移動式蒸留装置で処理をしたときに、漏洩とか周辺環境に悪影響を及ぼしていないかどうかみたいなチェックはされるのかどうかという、当然保管事業者が一義的には責任があるんでしょうけれども、この辺はどういうふうに漏洩対策されているのかということや、少し教えてほしいというのが1点と、2点目は、長期保全計画のところで表-2ですかね。5ページのところで幾つかの配管について腐食が進んでいる箇所の対策を実施するというふうに書かれているんですけども、腐食が進んでいるかどうかというのはどういうふうに点検されるのかということや御説明ください。

以上です。

○沖統括チーフ（JESCO）

後ろから失礼いたします。本社PCB事業部で処理困難物対策チームの統括をしております沖と申します。

この作業自体、保管事業者が自らやるということでございますけれども、実際に使用する装置、これは実証試験を繰り返しまして、JESCOが作っております。これの貸出しをしてやるということでございまして、密閉型の装置ということで、基本的には密閉で漏洩をしないということではあるんですが、ただ、当然、運転の中でそういったことも可能性が十分ありますので、保管者の作業ではございますけれども、必ずJESCOの本社のほうから立会いをしながら運転を確認するというのと、あと、必ずこれは保管者をお願いをしております。作業をする前の環境測定をして、作業中も取っていただく。撤収をした後にも必ず環境測定をして、一連の作業の中で漏洩がないということを確認するという事はやっておりますので、大阪では今回初めてになりますけれども、九州エリアであるとか東海エリアで同じような作業を行った実績がございまして、過去、これまではそういった漏洩であるとか環境に影響があったことはないということは確認しておりますので、今回は私どものほうで必ず立会いをしながら確認するということを予定しております。

○中野副所長（JESCO）

それでは、2つ目の御質問に回答致します。

配管関係の腐食に関する点検方法なんですけれども、主に腐食の原因物質となっております塩酸ガスが発生して通る配管ルートは把握しております。その部分につきましては毎年ちゃんと開放点検をして、しっかり腐食度合いを確認し、漏洩する前に対策を打っています。もちろん腐食が激しいようであれば、配管をライニング配管に更新したり、そういうことをきちんと計画しながら進めていくという形を取らせていただいています。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

よろしいでしょうか。

○中地外部有識者

はい。

○谷野課長（大阪市）

ほかに意見等。

○杉本外部有識者

杉本です。

訓練とか安全教育について、具体的なテーマとか、あるいは教育したことを実際の作業員や社員の方がどれぐらい理解しているのかということについて、何か確認方法を取っているのか。あと、前のほうにヒヤリハットとかキガカリの統計がありましたけれども、それとこれとはどんなふうな感じでリンクしているのかということをお教えください。もう1つ、書面開催というのは、何か資料を渡してみんなで勉強しなさいと言っただけなのかどうか、その辺についてもお願いいたします。

○有門課長（JESCO）

JESCO 大阪安全対策課長の有門です。

緊急時対応訓練等につきましては、必ず現場で終わった後、大体现地が多いんですが、検討会と申しまして、反省会をやっております。実際には訓練に携わったグループの者が訓練をして、こういったことが今回はうまくいったけれども、これは駄目だったとか、そういった反省を、また横で見えております運転会社の運転の者、安全対策の者、それから私も JESCO も、いろいろと客観的な立場で発言して、その場で検討材料を出して、今後こういった点について改良していきたいとか、検討していきたい、こういった訓練も新たな視点でやりたいというようなことも引き出す形で、短時間ではありますが、現場でやってきております。

それから、安全教育の書面開催ですが、資料を回覧して、必ず誰が見たということを確認

認した上でアンケートなども行い、それを回収して確認をしております。

以上です。

○大藤外部有識者

いつも資料の中に作業従事者の健康に関する項目みたいなことで、定期健診の結果みたいなことも御記載いただいていたかと思うんですけども、今回、この間、特に何か気になるような結果を示した人はいなかったという解釈でよろしかったですか。

○安井所長（JESCO）

御質問どうもありがとうございます。

確かに私どもの施設で、現場で働いていらっしゃる方につきましては、定期健康診断、また、採血をさせていただきまして、血中の PCB 濃度の測定ということをさせていただいております。今年につきましても同じく取り組まさせていただいておりますけれども、採血の結果につきましては現在まだ取りまとめができておりません。分析いただいている会社から最終報告が上がってきておりません。こちらにつきましては、次回の監視部会におきまして御報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○上野外部有識者

1点なんですけども、イソプロピルアルコール抽出物なんですけども、去年から処理が進んでいると思うんですが、今年度で一応終わりという形でよろしいんですね。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。

こちらにつきましては、現在、鋭意処理に取り組んでございますけれども、今の計画でいきますと、今年度末までにはなかなか全量の処理が難しいと考えておりまして、計画的処理完了期限となります来年度末までには何とか処理をしたいということで取り組んでございます。

○谷野課長（大阪市）

ほかによろしいでしょうか。

ほか意見がないようでしたら、次の議題ですね。議題（2）にあります環境モニタリング調査についてということで、行政としてのクロスチェック結果につきまして、大阪市から報告をお願いいたします。

○棚橋課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制グループ、棚橋でございます。座って説明させていただきます。

このモニタリング調査に関しましては、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の稼働に伴う周辺環境への影響を確認することを目的といたしまして、JESCO の操業開始前の平成 17 年度から、毎年夏場と冬場の年 2 回実施しているものでございます。

今年 1 月に開催させていただきました前回の監視部会では、令和元年度の冬の調査結果につきまして、当時分析中であったため御報告できておりませんでしたので、本日はこの令和元年度の冬の調査結果と、先日実施いたしました令和 2 年度の夏の調査結果について併せて御説明させていただきます。

まず、調査場所につきましては、例年と同じ場所の JESCO 大阪 PCB 処理事業所地点の 1 か所と事業所に最も近い住居地域の地点でございます、従来より選定いたしております桜島地点の 1 か所、合計 2 地点で調査を実施いたしました。

また、調査時期につきましても、例年どおり、夏の調査を 7 月に、冬の調査を 12 月に実施いたしておるところでございます。

続きまして、調査の結果について御説明をさせていただきます。

1 ページ目の最も下のところ、3 番の表を御覧いただきたいと思っております。例年どおり、PCB、ダイオキシン類、ベンゼンなどの項目に関しまして測定を行ってございますけれども、例えば一番上に記載してございます PCB の値でございますけれども、令和元年度の冬の調査におきましては、JESCO 地点におきましては 1 立方メートル当たり 0.41ng、桜島地点におきましては 0.29ng でございました。

また、令和 2 年度の夏の調査におきましては、JESCO 地点で同じく 1 立方メートル当たり 0.62ng、桜島地点では 0.51ng ということで、右端に書いてございます基準値と比較いたしまして、非常に小さい値となっております。

同じく、ダイオキシン類やベンゼンなどに関しましても基準値と比較いたしまして、非常に小さい値というふうになってございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページには JESCO 地点、3 ページには桜島地点における平成 17 年の測定開始以降の測定結果を全てお示ししてございます。いずれの項目につきましても、これまでの測定結果から特筆して数値が上昇しているような状況ではございません。

最後の 4 ページ目を御覧いただきたいんですけれども、4 ページ目にお示ししてございますのが、ダイオキシン類の測定結果の経年変化に関しましてグラフ化してお示したものでございます。

グラフの左側に紫色の縦線でお示しておりますのが JESCO の操業時点でございますけれども、青色の線の JESCO 地点、赤色の線の桜島地点、いずれの地点における測定結果も、操業前と比較いたしまして、特に数値が上がっている状況ではございません。また、緑色の線、三角印で示しておりますけれども、大阪市内のモニタリング地点 3 か所の市内

平均と比較しましても低い値となっております。

以上の結果から、JESCO 大阪の PCB 処理事業所による周辺環境への影響はほとんどないものと考えてございます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの大阪市からの報告につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題、議題（3）にございます PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組ということで、環境省様のほうから御説明をお願いいたします。

○切川課長補佐（環境省）

それでは、資料 3 の説明をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

めくっていただきまして、最初が高濃度 PCB の廃棄物処理事業の全国での進捗状況になります。ここに令和 2 年 7 月末の速報値を入れさせていただいております。変圧器が全部で 1.62 万台、コンデンサが 36.3 万台、合計 37.9 万台が登録されておまして、そのうち変圧器は 97%に当たります 1.56 万台、コンデンサのほうは 95%に当たります 34.6 万台、こちらの処理が完了しております。

下に日本地図がございまして、そちらに事業所ごとの数値を入れております。1 点、JESCO の大阪事業所のコンデンサが 99 になっていますが、資料 1 のほうで 97 とされております。修正をお願いいたします。

安定器・汚染物に関しましては、全国で 2 事業所、北九州事業所と北海道事業所で処理を行っております。こちらのほうは合計 1.9 万トンが登録されておまして、1.3 万トンの処理が終わっているという状況で、処理の割合としては 7 割になってございます。

2 ページ目に行きまして、先ほどの説明 JESCO に登録されているものですが、届け出されていないものもあるだろうということで、掘り起こし調査を随時やっていただいております。自治体を支援するため、環境省としましては、産業廃棄物処理事業振興財団に、業務を委託しまして、PCB の掘り起こし調査に対する支援を行ってっております。

大きく 2 つありまして、1 つが相談窓口の設置で、自治体の関係者の皆様や一般事業者からの PCB の廃棄物に関する問合せを受け付けています。

もう 1 つが専門家の派遣で、現地調査だとか立入調査、こちらのほうに専門家を派遣するというのをやらせていただきまして、そちらで PCB 含有の電気工作物の見分け方とか設置の方法などの助言をするとともに、実演もさせていただいております。

今年度はコロナがありまして、なかなか依頼がきておりませんが、自治体向けの説明会だとか事業者向けの説明会、こちらを併せて実施させていただくというような状況にな

っております。

それ以外にも、大阪の事業所エリアではしっかりやっておりますけれども、掘り起こされた事業者に対しまして、自治体から情報提供をいただけたら、JESCO のほうから登録を促すことも実施しながら、早期の登録をしていただくというを実施しております。

加えて、北九州事業所だとかの掘り起こしの事例、こちらをまとめまして、地方環境事務所から事例として御説明させていただいたり、北九州市の担当の方に全国でいろいろと講演していただく勉強会も開催させていただいているような状況になってございます。

次のページに行きまして、今ちょうど大阪府では CM をやっておりますけれども、PCB の適正処理を促進するというので、テレビ CM を全国的に実施しています。上のほうが変圧器・コンデンサのものになっておりまして、こちらも処理期限までに、あと半年ですということで、処分の委託をしてくださいと、今なら補助がありますということを入れております。

下のほうが安定器になっておりまして、こちらも同様に、期限のものと、あと、補助制度に関して御説明させていただきまして、最後に最寄りの自治体のほうに御連絡くださいというような締めくくりの内容になってございます。今月 1 か月間の CM を実施しております。

次が、4 ページ目に行きまして、チラシの作成になっております。こちらは LED の照明の導入促進事業です。今年度のもは両面 1 枚になっておりまして、表面のほうに、どういったところに安定器が使われている、事業所の安定器がどこに置いてあるかといった例示を絵で示しまして、その下に調査の費用の補助率、あとは交換に関する費用の補助率、これを入れさせていただいております。

裏面のほうは、実際これを手にとって見ていただくということで、LED に交換するとどれぐらい省エネにも効果があるのかということも入れさせていただいております。こういったものを手にとって見ていただきながら、実際に調べてみようかと促そうというのをしております。

その下に、事業者説明会、こちらも、今年も経産省と連携しまして実施する予定としております。大阪府ですと 11 月 13 日を予定しております、それ以外にも、大津、京都、奈良、岡山、神戸、それぞれで説明会をやらせていただきます。さらに、今年度は、大阪で説明会をさせていただいた内容は録画しまして、それでオンラインとしてウェブでの公開を計画して進めています。

5 ページ目に行きます。先ほどの LED の補助事業について、今年度は中小企業等に限定をさせていただきまして、補助も若干 3 分の 1 になっているんですけども、今年度も実施させていただくということで、今、公募を受け付けております。公募期間は来年の令和 3 年 1 月 29 日までを予定しておりますというのがこちらになります。

次、6 ページ目に行きます。中小企業向けの負担の軽減措置です。こちらも継続して PCB

の廃棄物処理基金、こちらを活用しまして、中小企業の方々には処分料金の 70%、そして、特に費用の負担が大変な個人に関しては 95%を軽減するというもので、JESCO のほうで登録いただきまして審査すると、これがお使いいただけるというような状況になってございます。

次、7 ページ目に行きます。こちらは日本政策金融公庫における貸付制度になってございます。こちらも昨年度に引き続き、今年度も使えるというものになってございまして、自ら保有する高濃度 PCB 廃棄物、そして低濃度のほうの PCB 廃棄物、こちらを JESCO だとか、あと、無害化認定施設において処理をする場合に、長期運転資金ということで、保管費用から処理費用までというのの費用を使う場合に関しては、この貸付制度でお金を借りることができるというような制度になってございます。

最後、8 ページ目です。今年度もしっかりと環境省のほうでも予算を取って進めているというようなものの御報告でございます。事業の内容としましては、冒頭御説明させていただきました産廃振興財団の業務委託での掘り起こし調査の支援や広報活動のための予算を確保しております。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの環境省様からの説明につきまして、御質問等はございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これで予定しておりました議題は以上でございまして、全体を通して、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

JESCO 大阪事業所の計画的処理完了期限まで、あと 1 年と 7 か月と迫ってまいり中、JESCO 様におかれましては、引き続き事故やトラブルの未然防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、現在新型コロナウイルスの感染が懸念される中ですが、PCB の処理につきましては、これは止めるわけにいかない、いわゆるエッセンシャル事業でございますから、従事される皆様におかれましては、感染防止にも十分注意していただきますようお願いいたします。

本日は、有識者の皆様から御忌憚のない御意見、御提案をいただきまして、ありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、今後の事務事業の運営に反映してまいりたいと思いますので、引き続き、御指導のほど、よろしく願いいたします。

以上で議題のほうを終わりたいと思いますので、司会にマイクをお返しします。

○深瀬係長（司会）



皆様方には長時間の会議、御意見いただき、ありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決定していきたいと思えます。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。